

## 11 経済産業省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1025040	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。</p> <p>行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡・使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用を担う法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。</p> <p>商標とは「文字・図形・記号等」のことで、商標登録出願は定型的なものであり、難しいものではない。</p> <p>知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。</p> <p>知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化する。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	高濃度バイオディーゼル燃料(BDF)5%以上の混合	都道府県	兵庫県	
	の販売可能化	提案事項管理番号	1043010	
<b>提案主体名</b>	兵庫県			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	経済産業省 環境省
--------------------	--------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	軽油と混合して販売する脂肪酸メチルエステルの混合割合の規制(5.0 質量%以下)を撤廃する。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>洲本市、淡路市で廃食用油による BDF 生産が拡大しつつあるが、混合割合 5 質量%未満の販売しか認められていないため、自家消費以外の利用が広がらず、本格的な普及段階に進めないでいる。</p> <p>地球温暖化対策並びに資源制約の時代にも持続する地域づくりの観点から、自動車の脱化石燃料化を進めることが不可欠であり、BDF の利用が進むことで、地域全体での廃食用油の再利用や菜の花・ひまわり等の原料作物の栽培が盛んになり、自動車の脱化石燃料化に貢献するものである。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	小規模水力により発電した電気の利用先の規制緩和	都道府県	山梨県	
	和	提案事項管理番号	1048010	
提案主体名	富士河口湖町			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>小規模水力により発電した電気については、電気事業法 17 条により 1 つの施設にしか使えないことになっています。地域活性化を目的として地方公共団体が事業主体となる場合については、目的達成のために当該地方公共団体が所有する施設については複数の場所についても利用できるようにしていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在当町では約 50kW の水力発電設備を設置し、町の施設である保育所、福祉センター、街路灯まで自前の配電線を引いたうえで、電気を利用する事業を計画している。</p> <p>地方公共団体が事業主体となる場合は、目的は利益の追求ではなく、環境保全、環境教育など地域活性化を目的としている。発生した電力を地方公共団体の有する複数の施設に使えず、そのほとんどが売電となる現状のままでは、地方自治法で定める「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」を逸脱することにつながりかねないと思われるため、本件を提案する。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	太陽光発電の買取価格を都道府県が割増すことのできる措置	都道府県	岡山県
		提案事項管理番号	1055010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>「太陽光発電による電気の調達に関する基本方針」における買取制度によると、「国が買取制度を定め、運用するもの」と規定されているため、都道府県が独自の判断で買取料金を変動させることができない。本提案は、都道府県が特区申請した場合、国が制定、運用するとの規定を緩和して、都道府県が地域全体を対象地域とし、太陽光発電の買取価格を割増せることを求めるものである。新たに発生した費用については、地域太陽光発電促進付加金として、対象地域の全電力需要家が応分の負担をするものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行のエネルギー供給構造高度化法においては、国が太陽光発電の買取制度を定めて、全国一律の買取価格が設定されている。しかし、地域が太陽光発電に適しているか、太陽光発電によって地域活性化がはかれるか、電気料金の上昇が住民や産業にどの程度影響を与えるかなどに関して、地域の判断や見解は異なる。このように地域により事情が異なることを考慮して、太陽光発電の買取価格について、地域が一定の裁量権を持てることは望ましいことであると考えられる。地域を細かく設定すると電気事業者の業務負担が増すため、対象地域は都道府県単位とし、都道府県内では同一の買取料金とする。また、国の政策はすべての国民が享受すべきものであるとの観点から、都道府県は、国の買取価格に対して一定の率で割増すことのみができるものとする。新たに発生した費用については、都道府県内の電気料金に加算されるものとする。本制度により、地域が責任を持って、地域活性化に関する独自の政策判断を行う権限を付与することで、地域発グリーンイノベーションが実現する可能性の高まることが期待できる。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	宮古島バイオエタノールプロジェクト	
要望事項 (事項名)	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1076020	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 国土交通省 環境省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10 から 20%以下まで引上げることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては 10%まで(E10)、ブラジルにおいては 20 から 25%まで(E20~25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出され E10 等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10 等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。